

後期高齢者 医療制度の 保険料

保険料(令和4年度)の計算方法

均等割額	+	所得割額
49,398円		(所得金額 - 基礎控除額 [※]) × 9.57 %
令和4・5年度		
均等割額	所得割率	保険料の上限額
49,398円	9.57%	66万円
合計所得金額		
2,400万円以下	43万円	
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

均等割額の軽減

世帯主と被保険者の所得金額などの合計額が 次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の 均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の人数 - 1) ^{※2} 以下	7割 軽減	14,819円
43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の人数 - 1) ^{※2} 以下	5割 軽減	24,699円
43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の人数 - 1) ^{※2} 以下	2割 軽減	39,518円

- ※ 1 給与所得者等…給与所得 (給与収入が55万円超) または公的年金等にかかる所得 (令和3年12月31日現在、65歳未満の方は当該公的年金等の収入金額が60万円超、65歳以上の方は当該公的年金等の収入金額が125万円超) を有する方
- ※ 2 世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2名以上いる場合は、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える

注意

- ・令和3年1月1日施行の地方税法の改正(給与所得控除・年金所得控除の引き下げ・基礎控除の引き上げなど)に伴う「意図せざる影響や不利益」が生じないようにするため、軽減対象となる所得要件を変更
- ・令和3年12月31日現在、65歳以上の方の公的年金所得は通常の所得から15万円を控除した額で判定

後期高齢者医療被保険者になる前日(、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方は、後期高齢者医療保険資格取得後2年間、均等割額が5割軽減され(年額2万4600円)、所得割額は当面の間課せられません。

料の特例(国民健康保険・国民健康保険組合加入者は除く)



問い合わせ

- ・県後期高齢者医療広域連合 ☎052-955-1227
- ・役場保険医療課 内線153

納付方法

特別徴収

次にいずれにも該当する

方は、原則年金から天引きされます(年6回偶数月)。該当しない方は、納付書または

□座振替により納めます。

・年額18万円以上の公的年

金受給者

・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

書または□座振替により納付

7月中旬に送付する納付書または□座振替により納付

付します。

普通徴収

・介護保険料を後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

書または□座振替により納付

どうしても 納付が難しいときは

特別な事情により、保険料の納付が難しいときは、

未納のままにせず、早めに

場保険医療課または金融機関で申し込んでください。

□座振替の手続きは、役場保険医療課を□座振替で納めていた方も再度手続きが必要です。

・普通徴収の方は、便利で確実な□座振替の手続きを!

・□座振替選択制度でも納付可能

(イオンモール東浦2階)

納期限									
第8期	第7期	第6期	第5期	第4期	第3期	第2期	第1期	期別	納期限
2月28日(火)	1月31日(火) 令和3年	12月26日(月)	11月30日(火)	10月31日(火)	9月30日(金)	8月31日(火)	8月1日(火)	納期限	

- 著しい損害を受けた場合
- ②事業の廃止、失業などに認められる場合があります。
- ①災害により、住宅や家財に認められる場合があります。
- 申請により保険料の減免が
- のいずれかに該当する場合、①～④
- 料の納付が難しいときは、
- 未納のままにせず、早めに
- 役場保険医療課へ相談して下さい。また、①～④

令和4年度は
新しい被保険者証を
全員に2回送付します

被保険者証の更新

■被保険者証の更新

7月頃送付

1回目
被保険者証
赤茶色



有効期限

8月1日～9月30日

9月頃送付

2回目
被保険者証
青色



有効期限

10月1日～
令和5年7月31日

- ③新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った場合
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合

■窓口負担割合の変更

10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方など)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。負担割合は、9月頃届く青色の被保険者証で確認してください。

■問い合わせ

あいち後期高齢者医療センター

☎0570-011-558

※開設期間は7月11日(月)～12月28日(水)

より収入が著しく減少した場合

医療機関の窓口で支払う自己負担割合

一部負担金は、かかった医療費の1割です。ただし、課税所得が年額145万円以上ある世帯は3割負担となります。

なお、令和4年10月1日から、1割負担の方のうち一定以上の所得のある方は、医療費の窓口負担割合が「2割」になります。医療費が自己負担限度額を超えたとき

は、あとから高額療養費として差額を返金しますので、手続きをしてください。

低所得者(住民税非課税世帯)Ⅰ・Ⅱまたは現役並み

所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、

医療機関での自己負担額が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または

「限度額適用認定証」の申請

ができます。現在お持ちの方で8月以降も対象となる

方には、新しい認定証を7

月中に郵送します。

後期高齢者 福祉医療費受給者証の 更新申請書の提出はお早めに！

有効期限が令和4年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方に、6月上旬に「更新申請書」を郵送し、6月24日(金)までに保険医療課へ提出するように案内しています。

「更新申請書」の提出がない場合は新しい受給者証の発行ができません。まだ提出がお済みでない方は早急に提出をお願いします。申請書を提出した方で、審査の結果引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

●問い合わせ 保険医療課 内線153

負担区分			自己負担限度額(1か月あたり)	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割 負担	現役 並み 所得者	III(課税所得 690万円以上)	252,600円 医療費が842,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算【140,100円※1】	
		II(課税所得 380万円以上)	167,400円 医療費が558,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算【93,000円※1】	
		I(課税所得 145万円以上)	80,100円 医療費が267,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算【44,400円※1】	
1割 負担	一般※2		18,000円 年間上限 (8月～翌7月) 144,000円	57,600円 【44,400円※1】
	低所得者 (住民税非 課税世帯)	II	8,000円	24,600円
		I		15,000円

※1 過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額

※2 医療費の窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があり、令和4年10月1日～令和7年9月30日は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。